

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「子供未来戦略担当課長」の下に「地域支え合い担当課長 ため池・農地防災担当課長」を加え、同表教育委員会事務局の項中「県立学校改革担当課長」を「個別最適な学び担当課長」に改め、「学びの变革推進監」の下に「県立学校改革推進監」を加え、同表中備考12を備考13とし、備考7から備考11までを一つずつ繰り下げ、同表備考6中「、学びの变革推進課」を「及び学びの变革推進課」に改め、「及び県立学校改革担当（人事を担当するものに限る。）」を削り、同表中備考6を備考7とし、備考3から備考5までを一つずつ繰り下げ、同表備考2中「、「政策監」とは、政策監のうち、総務課、業務プロセス改革課、経営企画チーム、地域力創造課、スポーツ推進課、観光課及び都市計画課に置かれるものをいい、」を削り、同表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考2の前に次のように加える。

1 議会事務局の項中「課長代理」とは、総務課に置かれるものをいう。

別表第二教育事務所の項中「主任管理主事」を削る。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。